

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に係る支援に関するFAQ（令和2月6月30日時点版）

No.	質問	回答
1	実施主体は「都道府県」で、実施者は「都道府県、市町村及び市町村等が認めた者」となっているが、スキームとして、市町村が実施するにあたって、都道府県での予算措置は必要か。また、市町村での予算措置は如何か。	市町村が実施者として実施する場合（又は市町村等が認めた者に市町村が補助して実施する場合）は、都道府県の補助による間接補助となるので、都道府県での予算措置が必要となります。また、市区町村においても予算措置が必要となります。なお、実施主体は都道府県ですので、国への交付申請は指定都市、中核市を含め都道府県が行うこととなります。
2	令和2年度第2次補正予算による事業については、いつからいつまでが対象となるのか。	令和2年度第2次補正予算による事業については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までが対象となります。
3	変更交付申請は行う予定はあるか。	現時点においては、時期は未定ですが行う予定です。
4	新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業（※）については、1施設あたり50万円までとされているが、一次補正における事業との合計で50万円までか。 （※）児童養護施設等分については、マスクや消毒液等の購入費用分	一次補正の事業と二次補正の事業それぞれで50万円ずつを上限としていますので、1施設最大で100万円の補助となります。 ※令和元年度＋令和2年度一次補正：50万円 令和2年度二次補正：50万円
5	新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業のうち備品購入等に対する支援については、令和元年度予算（令和2年度への繰越分）、令和2年度一次補正、令和2年度二次補正で同趣旨の予算があるが、優先順位はあるか。 繰越分や令和元年度一次補正を使わずに、本交付金を申請することはできるか。	厳密な優先順位等はありませんが、令和元年度予算（令和2年度の繰越分）は翌債承認を得ているため、今年度も使用可能（保育所等分に限る。）であることや、令和元年度の執行状況を踏まえて令和2年度一次補正を措置していることから、それを先に使用していただき、その上でさらに必要とする分について、二次補正予算を使用してください。
6	新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業について、同一法人が同じ敷地内で保育所と小規模保育事業を行っている場合は、合計で50万円までか。	施設と事業の両方を行っている場合は、それぞれ50万円（合計100万円）まで申請が可能です。
7	新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業のうち備品購入等に対する支援については、一次補正における事業と対象経費など異なる点はあるか。	備品購入等に対する支援については、一次補正における事業と事業内容は同じであり、備品等の購入の範囲については、各自治体及び施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から必要と考えられる子ども用マスクや消毒用エタノール等幅広く対象としていただいで差し支えありません。

No.	質問	回答
8	<p>新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業のうち、かかり増し経費が新たに対象経費となっていますが、この事業で慰労金を支給することは可能か。</p>	<p>保育所等の児童福祉施設においては、慰労金は対象となりません。</p> <p>対象となるのは、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金 ・施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援 <p>今回の二次補正予算を最大限活用し、支援を必要とするすべての保育所等へ支援が行き渡るようご配慮願います。</p> <p>※なお、児童養護施設等に係るかかり増し経費については、別途、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金により補助の対象としています。</p>
9	<p>新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業について、備品購入等に対する経費とかかり増し経費等は、50万円をどのように配分すればいいか。</p>	<p>50万円の配分については、機械的に配分するのではなく、保育所等の実情に応じて配分してください。</p> <p>すでに、備品購入等が充足している場合は、かかり増し経費に全額を充てることも可能です。</p>
10	<p>児童福祉施設等の感染防止対策のための相談・支援事業において、1都道府県当たり22,396千円、1市町村当たり16,797千円とあるが、実施者として都道府県と市町村両方で実施する場合、都道府県が国へ申請できる補助基準額はいくらか。</p>	<p>実施者として都道府県と市町村両方で実施する場合の補助基準額は、都道府県分の22,396千円と、実施市町村数に16,797千円を乗じた額の合計額となります。</p>
11	<p>専門家による相談支援とあるが、専門家とは、どういった者を想定しているのか。</p>	<p>医療機関や感染症専門家等による適切な感染防止対策等に関する相談窓口の設置・派遣指導については、保健師や看護師などの感染症対策に知見がある方を想定しています。</p> <p>また、職員のメンタルヘルス相談窓口においては、感染事例が発生した場合の対応など、平時とは異なる職務の負荷や、自身の感染の恐れなどの日常生活も含めた不安感があることを踏まえ、児童福祉施設等の職員が安心してサービス提供が行えるよう心理職などのメンタルヘルス対策の専門家による相談支援を想定しています。</p>

No.	質問	回答
12	<p>保育所や一時預かり事業など他事業の従事者の相談窓口を一つで実施する場合の補助単価はいくらか。</p> <p>また、既存の相談窓口業務に、業務内容を加えて本交付金の対象とすることができるか。</p>	<p>今般の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金は、保育所分、一時預かり事業分のような区分けがないので、児童福祉施設等全体として、実施要綱の補助基準額のとおり、1都道府県当たり22,396千円、1市町村当たり16,797千円となります。</p> <p>また、公費の重複がないという前提であれば、既存の相談窓口業務へ追加しても差し支えありません。</p> <p>なお、実施要綱にも規定しているとおり、都道府県においては、相談窓口等の設置等の支援を行うに当たり、それぞれの実施者が支援する対象施設等を明確にすることにより、希望するすべての対象施設等が支援を受けることができるよう、市町村と密接に連携・調整を図っていただくようお願いいたします。</p>
13	<p>新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）実施要綱 4 各事業の補助基準額 イ 新型コロナウイルスの感染防止対策事業について、「1か所等当たり」とあるが、具体的にはどのようなものか。</p>	<p>具体的には、以下のとおりです。</p> <p>放課後児童健全育成事業等については</p> <p>①利用者支援事業、延長保育事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業は1か所当たり</p> <p>②放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり</p> <p>③乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は1市町村当たり</p>